

ごみ屋敷に しない、させない!

令和2年4月、豊橋市不良な生活環境の解消に関する条例
(いわゆる「ごみ屋敷条例」)施行

1 不良な生活環境とは?

ごみなどが屋内や屋外に積まれたり、樹木又は雑草の繁茂などが原因で、悪臭や害虫の発生、堆積物の崩落や火災の危険性が生じるなど、本人やその近隣に衛生上、防災上又は防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に陥っていることをいいます。いわゆる「ごみ屋敷」もこれに含まれます。



2 不良な生活環境の解消に向けて

いわゆる「ごみ屋敷」をはじめとした不良な生活環境を解消する責任は、その原因者である建物、土地の占有者、所有者、管理者にあります。しかし、その原因者が認知症、加齢による身体能力の低下、地域からの孤立などの様々な要因を抱えていることが、不良な生活環境に至る原因となっているケースもあります。そこで、本条例では、市、市民及び関係機関が協力して、原因者に対する福祉的・社会的な支援による原因の解消を基本としつつ、必要に応じて勧告や命令などの措置を講じ、不良な生活環境の解消を目指します。

